

子宝祝金が支給されます

四月一日から二人目以降の子供を出産された方に、子宝祝金を支給することになりました。



◎支給資格
市内に引き続き三カ月以上住所を有し、第二子以降を出産した者

◎祝金の額
第二子 二万円
第三子 三万円
第四子以降 五万円

◎申請に必要なもの
印鑑
◎申請受付場所
市福祉事務所厚生係

母・児童の通院治療費助成

母子家庭医療費助成対象者の範囲が拡大

母子家庭の母、及び児童に対しては、これまで、母・児童の入院治療及び児童の歯科治療について、保険診療の一部自己負担金が助成されていましたが、四月一日からは、母・児童とも通院治療を含む保険診療のすべてについて一部自己負担金を助成することになりました。

※ 助成対象者は、母子家庭医療費受給者証をお持ちの方に限ります。
まだ受給者証をお持ちでない方は、申請してください。
ただし、次の方は、該当しませんのであらかじめ申し添えます。
・ 所得税を家族の中の方が支払っている世帯
・ 扶養者がすべて18歳に達している世帯

問合せ・申請受付場所
市福祉事務所厚生係

重度心身障害者医療費助成対象者の範囲が拡大

四月一日から重度心身障害者医療費助成制度が改正され、対象者が拡大されました。これは医療にかかった費用のうち本人が負担した分が助成金として支給されるものです。該当される方は申請してください。

※申請の際には、印鑑、保険証、老人医療費受給者証のほか、左の表のものがが必要です。

問合せ・申請受付場所 市福祉事務所 厚生係

対象者	持参するもの
身体障害者手帳の障害程度が一級から三級の者	身体障害者手帳
療育手帳の障害程度がAの者	療育手帳
特別児童扶養手当の受給対象児童	特別児童扶養手当証書の写し
障害基礎年金を受給している者	国民年金証書(障害基礎年金)
その他の場合	一 国民年金認定診断書 二 その他市長が必要と認めた書類

野外植物観察会

このほど郷土資料「都留自然散歩・植物」が、刊行されましたので、著者の都留文科大学森江晃三教授を講師にお迎えし、次の要領で春の野外植物の観察会を開催します。

コナラ林やアカマツ林の周辺の植物を観察します。急な山道を登りますので、足ごしらえはしっかりと歩きやすい服装で、できるだけ帽子をかぶってください。

筆記用小ノート、小図鑑や「都留自然散歩・植物」などがあると便利です。

コースは楽山自然遊歩道を都留文科大学より元坂まで歩きます。

雨天の時は24日に延期し、小雨の時は楽山公園付近を観察します。

参加料は無料ですが、保険料として一人100円をご負担いただきます。

日 時 5月17日(日)
午前9時30分～午後12時30分
集合場所 都留文科大学
自然科学棟ロビー
定 員 40名
締 切 5月13日(水)

申込・問合せ先
市教育委員会 社会教育課

◎お知らせ
「都留自然散歩・植物」の刊行を記念し、植物写真展をふるさと会館で6月23日(火)から28日(日)まで開催します。

児童手当の受給手続きはお済みですか

児童手当を受けられる人

市内に住所を有する次の人に支給されます。

◇5歳未満の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している方及び平成3年1月2日以後生まれの第1子を養育している方。

(前年の収入が一定の額に満たない方に限る)

支給対象者で申請をしていない方は、手続きをしてください。手続きをしないと手当は受けられません。

申請受付場所 市福祉事務所 厚生係
申請に必要なもの 印鑑